

## 基本理念の現状と課題

### 基本理念3 「地域づくりと一体になった森づくり」について

#### 1 「地域づくりと一体になった森づくり」の概要

- 持続可能な山村地域の再生及び活性化が森づくりに寄与することから、山里の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、地域づくりと一体となって森づくりを推進すること（森づくり条例第3条第1項（3））
- そのための基本的施策が以下2つ（条例第12条の抜粋）
  - 就業機会の確保、定住に対する支援、都市と農山村との交流の促進
  - 山村地域に残る知恵、伝承等の森林文化を継承するための取組を支援
- 加えて、この基本理念での森づくりの主体は地域及び森林所有者であることから、以下の取り組みも実施
  - 地域や森林所有者による森林管理※の取組の支援

※ この基本理念における地域による森林管理は、団地化以外の取組を示す

#### 2 森づくり条例策定後の市の動き

- 山村振興担当部局等の設置による山村地域の再生及び活性化の促進
  - 支所及びおいでん・さんそんセンター（平成17年度～）
  - 山村振興室（令和7年度～）

#### 3 これまでの取組の現状

- 山村地域の再生や活性化に関する取組（基本的施策①②）は山村振興担当部局が、地域や森林所有者による森林管理の取組（③）は森林課が実施（（森）→森林課；（他）→山村振興担当部局等）

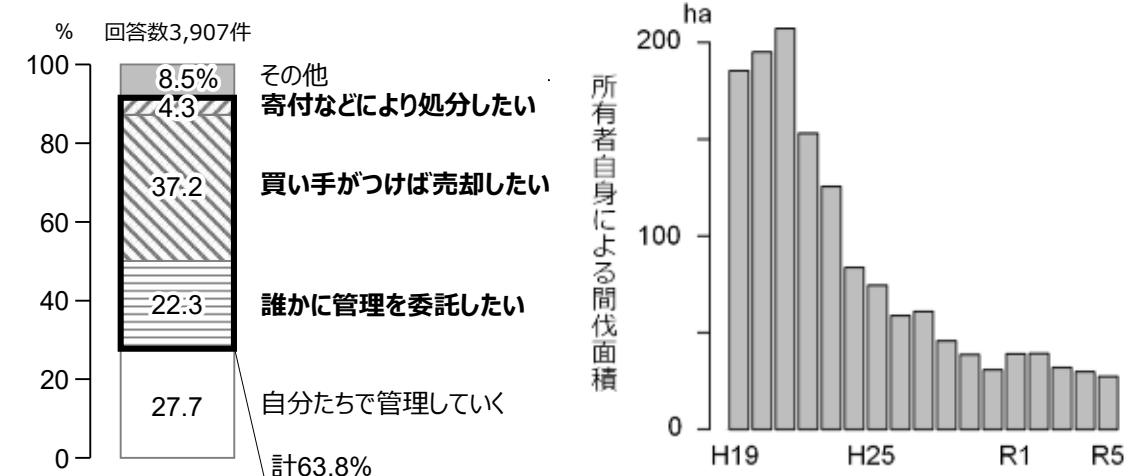
現構想	取組
8 地域づくりと一体になった森づくり p.23 (1) 定住促進と就業機会確保の支援 (基本的施策①)	<p>&lt;定住促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家を活用した移住促進（他）</li> <li>移住しやすい環境づくりの推進（他）</li> <li>移住・定住促進に向けた宅地の確保（他）</li> </ul> <p>移住者 42～49人/年</p> <p>&lt;就業機会確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方の実現（他）</li> <li>地域を守る山村部農業の推進（他）</li> </ul>
(2) 都市と山村との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を生かした観光の促進（他）</li> </ul>
(3) おいでん・さんそんセンター等の各種取組との連携による魅力ある山村づくり（基本的施策①）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市と山村の交流を通じた関係人口の創出・育成（他）</li> </ul> <p>関係人口 延べ346～1,111人/年</p>

(4) 森林文化継承のための取組の支援 (基本的施策②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>とよた森林学校「森と人の文化史」（森）</li> <li>文化の保存（他）</li> </ul>
-（地域や森林所有者による森林管理の取組の支援（基本的施策③））	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域による森林管理を支援する「地域と一体となつた森づくり」（森） 押井町での里山林の整備等 4.10 ha (R5・R6)</li> <li>森林の管理や所有に関する所有者向け相談窓口「森の相談窓口」（森）(R7～)</li> </ul>

#### 4 課題

- 「森の相談窓口」において、森林管理を他者に委託したい、または森林を手放したい、という所有者の相談が多く、森林管理への関心の低下が示唆
  - 森林所有者を対象とした、所有に関するアンケートでも同様（参考1）
- また、所有者自らによる森林管理（間伐）の面積も減少している（参考2）
- さらに、将来的には山村地域の人口減少と高齢化により、森林管理を行う所有者がより減少する可能性がある

#### 森林所有者による森林管理そのものが困難に



参考1 所有する森林の今後の管理の意向  
※ 豊田市内に所有する森林に関するアンケート（R5）

参考2 所有者自身による間伐面積  
※ 矢作川水源基金による除伐・間伐面積（自力）

#### 5 今後の方針

- 山村地域の再生や活性化に関する取組は他部局等による体制が整備されていることから、森林課としては森林所有者に代わる、**新たな森林管理体制の検討**に注力していく